

人権保障を実効性あるものとするための個人通報制度の実現 を求める意見書

個人通報制度は、人権条約により保障された人権を侵害された個人が、国内での人権救済を求める措置を尽くしたが、なお救済されない場合に、条約で定められた人権条約機関に対して、直接に救済を求めることができるとする制度である。個人通報に基づき、人権条約機関が人権侵害状況を調査、審議した上で、人権侵害があると認定すれば、当該国の政府に勧告等を行うことができ、人権救済と人権保障の改善につながる制度である。

個人通報制度は、日本が批准している各種の人権条約、例えば自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約等においてすでに発効しているが、日本は、これらの条約において個人通報制度を定める選択的議定書等を批准しておらず、いずれの人権条約についても個人通報制度の導入が実現していない。

いわゆる「先進国」によって組織されるOECD（経済協力開発機構）に加盟する34カ国のうち、個人通報制度を導入していないのは日本を含む2カ国のみであり、先進国首脳会議（いわゆる「G8」など）に参加する国では、日本だけが個人通報制度を導入していない。自由権規約の選択的議定書を批准している国は全世界で100ヶ国以上に達しているが、アジア太平洋地域においても、すでに、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、モンゴルなどの諸国が自由権規約の選択的議定書を批准して個人通報制度を導入しており、日本は、人権保障の実効化に向けたこのような世界に立ち遅れつつある。

日本政府は、国連の人権条約機関（国連自由権規約委員会等）から、個人通報制度の導入を何度も勧告されており、2010（平成22）年4月、外務省人権人道課内に、個人通報制度批准の積極的検討を主な責務とする「人権条約履行室」を発足させ、翌2011（平成23）年の国連人権理事会においても、政府担当者が、個人通報制度受け入れの是非について真剣に検討を行っているなどと演説しているが、それから3年以上を経過した現在においても、政府の動きは鈍く、個人通報制度の実現に向けた積極的な動きはいまだに見られない。

日本に住む個人の人権を尊重し、日本社会が人権を尊重する社会として国際的な信頼を高めるためにも、日本が個人通報制度の導入を実現することが必要である。

よって、地方自治法第99条に基づき白河市議会は、一日も早い個人通報制度の導入に向けて、選択的議定書の批准などの具体的な措置を講じることを強

く求め、意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長 様
参議院議長 様

白河市議会議長 須藤博之